

⑩ 在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における訪問栄養食事指導の推進

第1 基本的な考え方

訪問栄養食事指導の推進を図る観点から、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院について要件を見直す。

第2 具体的な内容

医師が栄養管理の必要性を認めた患者に対して訪問栄養食事指導を行うことが可能な体制の整備を推進する。

改 定 案	現 行
<p>【在宅療養支援診療所】 [施設基準]</p> <p>(1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。 イ～ワ (略) <u>カ 訪問栄養食事指導を行うことが可能な体制をとっていること。</u></p> <p>1 在宅療養支援診療所の施設基準次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを在宅療養支援診療所という。 (中略)</p> <p>(1) 診療所であって、当該診療所単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。 <u>タ 当該診療所において、当該診療所の管理栄養士又は当該診療所以外（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」又は他の保</u></p>	<p>【在宅療養支援診療所】 [施設基準]</p> <p>(1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。 イ～ワ (略) (新規)</p> <p>1 在宅療養支援診療所の施設基準次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを在宅療養支援診療所という。 (中略)</p> <p>(1) 診療所であって、当該診療所単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。 (新設)</p>

険医療機関に限る。)の管理栄養士との連携により、医師が栄養管理の必要性を認めた患者に対して訪問栄養食事指導を行うことが可能な体制を整備することが望ましい。

【在宅療養支援病院】

[施設基準]

- (1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。

イ～ワ (略)

カ 訪問栄養食事指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- 1 在宅療養支援病院の施設基準次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを在宅療養支援病院という。
(中略)

- (1) 病院であって、当該病院単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。

チ 当該病院において、当該病院の管理栄養士により、医師が栄養管理の必要性を認めた患者に対して訪問栄養食事指導を行うことが可能な体制を整備すること。

※ 機能強化型のうち連携型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院並びに機能強化型以外の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院についても同様。

[経過措置]

令和6年3月31日において現に在宅療養支援病院に係る届出を行っている保険医療機関について

【在宅療養支援病院】

[施設基準]

- (1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。

イ～ワ (略)

(新規)

- 1 在宅療養支援病院の施設基準次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを在宅療養支援病院という。
(中略)

- (1) 病院であって、当該病院単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。

(新設)

[経過措置]

(新設)

<p><u>は、令和7年5月31日までの間に 限り、第四の一の(1)のカ、(2)の カ若しくは(3)のヲに該当するもの とみなす。</u></p>	
---	--